

令和 6 年 8 月 1 9 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～過失による粗雑工事～

北海道開発局は、クボタ環境エンジニアリング株式会社が過失により工事を粗雑にしたことから、指名停止 6 週間の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 1 第 2 号に該当）

クボタ環境エンジニアリング株式会社は、帯広開発建設部発注の「十勝川応急対策工事の内 下牛首別排水機場無水化対策改造外工事」において、排水ポンプ設備の改造・更新を行ったが、ポンプの回転体（ポンプ内部のプロペラを回転させるための部品全体の総称）が破損し稼働できないことが判明したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
クボタ環境エンジニアリング株式会社	東京都中央区京橋 2-1-3

2. 指名停止措置期間：令和 6 年 8 月 1 9 日～令和 6 年 9 月 2 9 日（6 週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 1 第 2 号

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 当局の契約担当官等と締結した請負契約に係る工事（以下「当局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 6 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第 2 係長 森 千栄（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

